

来年10月導入

消費税 インボイス制度 説明会

制度の概要、会社がとるべき対応、考えられる影響について解説します



来年10月から導入される消費税のインボイス制度。正式には「適格請求書等保存方式」と呼ばれ、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」として、事業者は一定の事項が記載された請求書や納品書等を発行することが求められるようになります。

法人会由木地区では、制度の仕組みや必要な事前準備、制度導入に伴い考えられる皆さまのご事業への影響などについて税理士が解説する説明会を地区内の会場を使い開催いたします。ご来場をお待ちしております。

日時 9月15日(木) 午後2時 (午後3時終了予定)

会場 由木東市民センター 1階 会議室
(八王子市鹿島111-1 / 電話675-5911)

定員 先着40名様

講師 東京税理士会八王子支部 所属税理士

受講無料

*インボイス制度はご自身の会社はもとより、お取引様にも周知の上、対応いただく必要があります。ぜひ、この説明会にご出席ください。

【企画】公益社団法人八王子法人会 由木地区会 (会長 萩生田 豊)

【出席申込】下記の「出席申込書」に必要事項をご記入の上、FAXでお送りいただくか、記載のQRコード、URLよりオンラインにてお申込みください。開催1週間前まで受付いたします。但し、会場の都合上、定員に到達した際は受付を終了させていただく場合があります。

【問合せ先】事務局 ☎042-625-4875 hojinkai@hojinkai.or.jp

由木地区・インボイス制度説明会 出席申込書 FAX 050-3737-2192

法人名			
連絡先	TEL	FAX	
出席人数	名様	出席者のうち代表者おひとりのお名前	様

⇒右のQRコード、または下記のURLからもお申込みいただけます。

<https://www.hojinkai.or.jp/seminar-registration>

